

# 佐賀県地域防災計画の修正

～ 救える命を救いたい～

1

## 主な修正項目

### I 国の防災基本計画の修正(H30. 6)を踏まえた修正

- (1) 関係法令の改正
- (2) 最近の災害対応の教訓
- (3) 避難勧告の発令対象区域に関する記載の追加

### II 保健医療部門の指揮調整機能強化

- (1) 「保健医療調整本部」の設置
- (2) 健康福祉対策部と男女参画・こども対策部の統合
- (3) 救護所の設置場所の変更
- (4) 保健医療福祉ボランティアに関するルールの追記

### III 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関を追加指定・登録

### IV 玄海原子力発電所1号機の冷却告示に伴う対応

### V 避難所運営における男女共同参画の視点に関する記載の充実

### VI その他

2

# 国の防災基本計画の修正(H30.6)を踏まえた修正

## 【主な修正内容】

### (1) 関係法令の改正を踏まえた修正

- 大規模氾濫減災対策協議会等を活用し、多様な関係者での密接な連携体制を構築(水防法)
- 要配慮者利用施設管理者等による、避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化(水防法、土砂災害防止法)

### (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正(平成29年7月九州北部豪雨等)

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町による避難勧告の発令基準の設定
- 中小河川における透過型砂防堰堤、森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化



透過型砂防堰堤防



流木捕捉式治山ダム

3

### (3) 避難勧告の発令対象区域に関する記載の追加

#### 国の基本計画での記載

市町村は、…避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国[国土交通省]及び都道府県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

#### 県の地域防災計画での記載

市町は、…避難勧告等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。(「市町全域」といった発令は避ける。)

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

平成30年7月豪雨の振り返りを踏まえ表現を変更し記載

4

# 保健医療部門の指揮調整機能強化

## (1) 保健医療活動に係る国からの体制整備通知の概要

災害時に「防ぎえた死と二次健康被害の最小化」のための課題

- 災害時の保健医療対策3本柱の強化  
3本柱: ①医療救護(救急)、②保健予防活動、③生活環境衛生対策
- 指揮調整(マネジメント)部門の混乱とミスマッチの解消  
2つのミスマッチ: ニーズとリソース、支援と受援  
(過去の災害の振り返りより)



課題解消のための国からの要請事項

- 保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置すること
- その業務を補助するために外部からの人的支援(DHEAT※他)を求めること(外部からの支援の「受援体制を整備」しておくこと)

DHEAT: 災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Team)  
被災都道府県以外の都道府県から派遣される保健所医師、保健師等により構成される支援チーム

5

## (2) 災害時の保健医療活動に関する主な修正内容

- ① 「保健医療調整本部」の設置
  - 健康福祉対策部内に「保健医療調整本部」を設置
  - 被災地所管保健福祉事務所に「現地保健医療調整本部」を設置
- ② 健康福祉対策部と男女参画・こども対策部の統合
- ③ 保健福祉事務所の役割変更に伴う救護所の設置場所の変更
  - (旧)保健福祉事務所又は適当な場所→(新)適当な場所
- ④ 保健医療福祉ボランティアに関するルールの追記
  - 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
  - 県・市町・関係者の指示に従うこと

6

### (3) 保健医療調整本部の業務と新体制での対応

#### 保健医療調整本部の主な業務

医療（支援者）との連携が必要な事項  
 避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項  
 部全体の共通課題として情報共有が必要な事項

#### これまでの避難所での課題

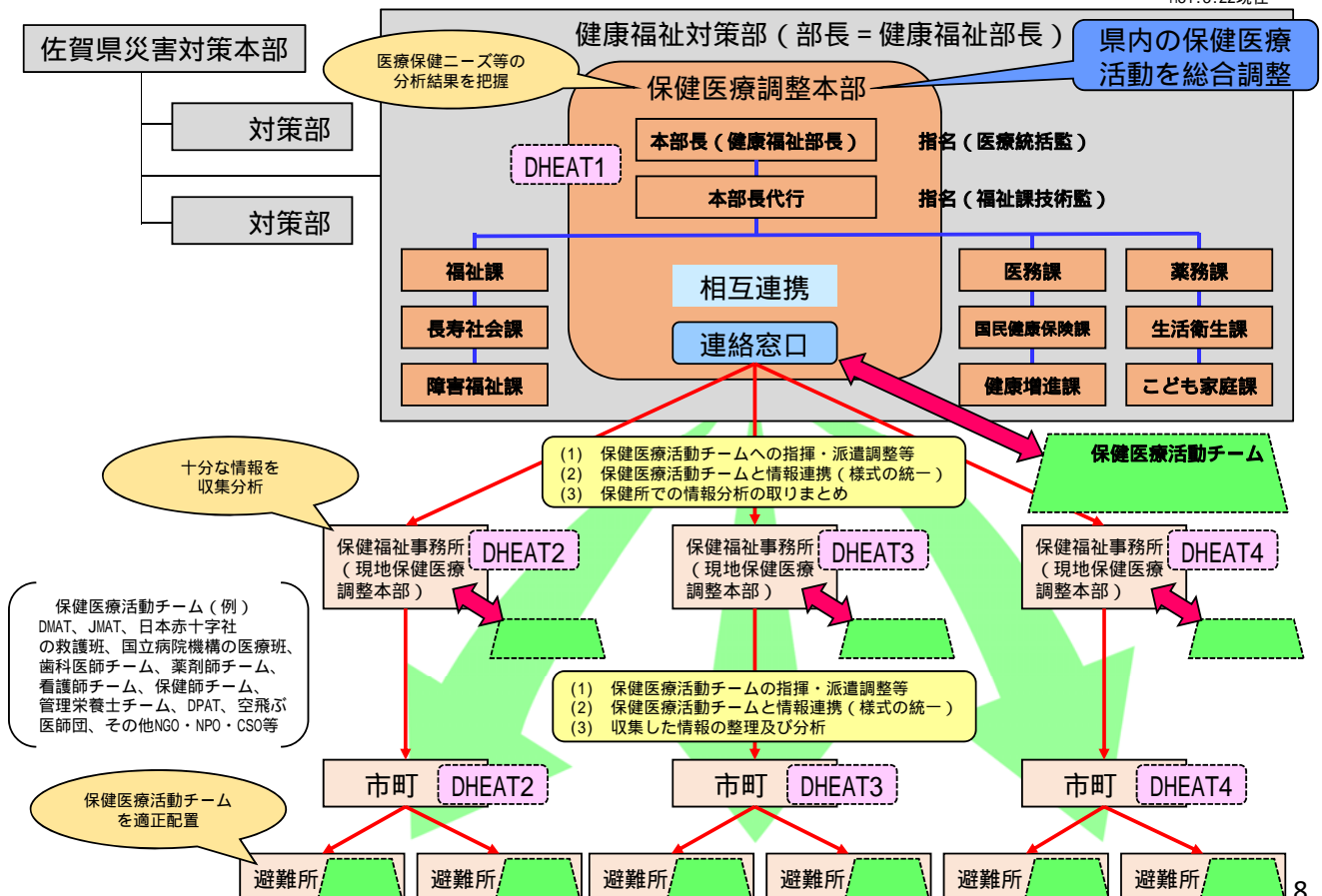
- 避難所A:
  - ・ 母子、老人、精神、難病等様々な課題  
→ 誰に伝えれば良いか？
- 避難所B:
  - ・ 色んなところから指示が来る  
→ 指示を一本化して欲しい！
- 避難所C:
  - ・ 感染症の集団発生  
→ 誰か支援に来て欲しい！
- 避難所D:
  - ・ とても混乱→課題の把握もできず、声を上げることができない！
- 避難所EやF
  - ・ 避難所Eでの課題がその後避難所Fでも発生  
→ 未然に分かっていれば・・・

#### 新体制（保健医療調整本部）での対応

- ・ 県庁各課をまたがる課題について**総合的に対応**
- ・ 部全体での**統合指揮**
- ・ 外部からの**支援者等の派遣（調整）**により対応体制を強化
- ・ 全体を**俯瞰し、課題を積極的に把握**
- ・ 被災地全体を見渡した**予防的な対応**

### (4) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制

H31.3.22現在



# 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関を追加指定・登録

## (1)原子力災害拠点病院

【役割】被災地域の原子力災害医療の中心となり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

【指定医療機関】

- ・唐津赤十字病院 平成29年 3月指定
- ・佐賀県医療センター好生館 //
- ・佐賀大学医学部附属病院 平成31年 3月指定

## (2)原子力災害医療協力機関

【役割】原子力災害拠点病院や県が行う原子力災害対策等を支援する。

【登録機関】

- ・医療法人<sup>せいめいかい</sup>清明会 やよいがおか鹿毛病院
  - ・独立行政法人国立病院機構 佐賀病院
  - ・多久市立病院
  - ・伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院
  - ・独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター
  - ・特定医療法人<sup>せいびんどう</sup>静便堂 白石共立病院
- 今回、6機関を初めて登録（いずれも平成30年8月登録）

# 玄海原子力発電所1号機の冷却告示に伴う対応

### 背景

玄海原子力発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。（平成30年2月告示）  
この告示により、1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機、3号機及び4号機に係るPAZと同一の範囲としている。

### 【玄海1号機に係る原子力災害の事象進展に伴う対応】

		玄海1号機の主な対応	(参考) 玄海2～4号機の主な対応	
原子力災害重点区域		発電所から概ね5km圏内 (UPZ)	発電所から概ね5km圏内 (PAZ)	発電所から概ね5～30km圏内 (UPZ)
事象進展	警戒事態		・施設敷地緊急事態 要避難者の避難準備	
	施設敷地緊急事態	・屋内退避準備	・施設敷地緊急事態 要避難者の避難	・屋内退避準備
	全面緊急事態	・屋内退避	・避難	・屋内退避
	放射性物質放出後	・500μSv/hを超過 →数時間を目途に区域を特定し避難 ・20μSv/hを超過 →1日以内を目途に区域を特定し一時移転		・500μSv/hを超過 →数時間を目途に区域を特定し避難 ・20μSv/hを超過 →1日以内を目途に区域を特定し一時移転

# 避難所運営における男女共同参画の視点に関する記載の充実

## 背景

### 内閣府男女共同参画局 熊本地震対応状況調査より

避難所における環境改善について、男女共同参画の視点を含めた取組を早期から行うことができた自治体とそうでない自治体に二分化

#### 【早期から取り組むことができた理由】

「地域防災計画・防災マニュアル等に規定してあるとおり取り組んだ」という回答が、「避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ」と並んで多かった。



計画やマニュアルの内容を充実させることが重要

## 県の地域防災計画に追加

- 女性参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮
- 役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮
- 乳幼児のいる世帯専用スペースの設置
- 女性相談員が対応する専用窓口の設置目的(どういったことに配慮が必要なのか)を明確化

11

## その他

- ・災害時応援協定の追加(記載漏れ含む)
- ・被災者生活再建支援制度を補完する県独自制度について追加
- ・避難所運営における記載内容の充実
- ・国からの参考意見を踏まえた内容の追加
- ・表記を国の防災基本計画の記述に合わせて修正
- ・語句や表記の修正

など

12